

平成 25 年度 第 5 回 東大阪市子ども・子育て会議 議事録

日 時：平成 26 年 2 月 21 日（金） 9：30～11:30

場 所：総合庁舎 18 階大会議室

出席者：子ども・子育て会議委員	19 名
（関川会長、中川副会長、阿部委員、井上委員、小田委員、櫛田委員、佐藤委員、千谷委員、高山委員、竹村委員、寺田委員、中泉委員、藤井教一委員、藤井教之委員、古川委員、松葉委員、森内委員、八木委員）	
事務局	14 名
（寺岡、清水、安永、川崎、立花、南谷、田村、朝田、松田、関谷、川西、奥野、松本、山本）	
（松崎、土肥、一木、黒田）	
傍聴者	2 名
業者（地域社会研究所）	2 名
計	41 名

資 料：会議次第、配席表、委員名簿

資料 1	子ども・子育て事業計画への上申案策定イメージ
資料 2 - 1	教育・保育提供区域の設定について
資料 2 - 2	必要見込み量について
資料 2 - 3	見込み量の算出方法について
資料 2 - 4	東大阪ワークシート
資料 2 - 5	東大阪ワークシート（48 小学生）
資料 3	子ども・子育て支援事業計画骨子案（抜粋）
資料 4 - 1	幼保連携型認定こども園の設置基準について
資料 4 - 2	地域型保育事業について （小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業・ 居宅訪問型保育事業）
資料 5	保育の必要性について
資料 5	現状の入所（園）スケジュール（案）
参考資料	東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査 集計結果中間報告書（案）

1. 開会

●事務局・寺岡

それでは、定刻となりましたので、ただ今から第 5 回「子ども・子育て会議」を開催いたします。

本日は、大変お忙しい中お集まりをいただきまして、ありがとうございます。司会を務めさせていただきます、子どもすこやか部保育室の寺岡と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日、全委員 20 名中 19 名のご出席をいただいております。東大阪市子ども・子育て会議条例第 6 条第 2 項において、「会議は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない」とされておりますが、以上のとおり本日は定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、お手元に配布いたしております資料のご確認をお願いします。配布資料は、会議次第、配席表、委員名簿、各資料となります。参考資料として、「東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査集計結果中間報告書（案）」を資料の最後につけさせていただきます。

ります。

資料はございますでしょうか。もし不足等ございましたら、事務局にお申しつけください。

—資料確認—

なお、本会議は議論の状況を速やかに公開するという観点から、議事録を後日、本市子どもすこやか部ホームページにて公開する予定です。また、会議についても公開を原則としておりますので、「東大阪市子ども・子育て会議傍聴に関する指針」に従い、傍聴の方が2名いらっしゃることをご報告いたします。

それでは、関川会長、このあとの議事進行をお願いします。

●関川会長

おはようございます。部会長の関川です。

今回で子ども・子育て会議も5回目の開催となります。前回は新たな幼保連携型認定こども園、小規模保育等の地域型保育事業、放課後児童クラブ等のそれぞれの基準案についてご議論頂きました。

今回は前回のご議論を元に市としての提案をお示ししております。条例案の策定に向け更に議論を深めてまいりたいと考えております。

また、今回は、前回に報告するはずだった、今後の計画策定に重要となるニーズ量の算出結果が報告されます。ニーズ量をもとに子育てをされている、あるいはこれから子育てをしようとする市民の方が、今何を求めているのかを分析し、今後の方向性を考える必要があります。これはどのような単位で教育・保育、地域子育て支援事業の提供を行うのかという圏域を設定することにもつながり検討が必要となります。事務局から提案してもらい、皆さんで議論したいと思えます。

条例案、骨子案の策定に向けてそれぞれの見地から有意義なご議論をお願い致します。

2. 議事

(1) 幼保連携検討部会の進捗について（報告）

●関川会長

それでは、議事（1）幼保連携検討部会の進捗についての内容をご報告いただきます。よろしくをお願いします。

●事務局・松田

—資料1「子ども・子育て事業計画への上申案策定イメージ」説明—

- ・ p.7 公立と民間の機能再編のイメージ図について、委員の意見により、公・民を並列化。
- ・ p.10 イメージ図の8つの枠組みだけでなく、「施設で行う事業」「出向いて行う事業」などの観点でも整理が必要。

●関川会長

ありがとうございます。最初に部会の内容についてご報告をいただきました。

幼保連携検討部会は中川副会長が会長を務めておられるので、部会での検討状況などの補足をお願いできますか。

●中川副会長

わかりました。部会を3回まで開催し、検討された修正ポイントを含めてご報告をいただきました。部会委員の間では、保育所・幼稚園、さらに在宅の就学前児童への様々な支援を含めて、今ある東大阪市の資源をいかに考えていかなければならないかという共通の認識を形成しています。どのように役割分担をしていくべきかということをしつこく煮詰めてきています。今回の会議で議論する、エリア設定のニーズがどうなっているのかといった具体的な結果を踏まえて、今回の部会では、どのような機能をお互いに分担していけるのかということを検討できるのではな

いかと考えています。

●関川会長

ありがとうございます。今回の会議でニーズ量が示されたので、特に0～2歳の子どもたちの保育の場の確保が課題になります。それを踏まえて、公立の幼稚園・保育所のあり方をエリアごとに考えながら、あわせて、民間の幼保連携型認定こども園とは違う機能をどこまで上積みできるのかということを検討していただきたいと思います。

(2) ニーズ量の算出について

●関川会長

続きまして、本日の主要な議事となります、ニーズ量について内容を進めたいと思います。それでは、事務局より議事(2)の「ニーズ量の算出について」をご説明いただきます。

●事務局・川西

—資料2-4「東大阪ワークシート」説明—

—資料2-5「東大阪ワークシート(48小学生)」説明—

- ・ワークシート48の「48」とは保育短時間の就労の下限時間のこと。

—資料2-3「見込み量の算出方法について」説明—

- ・人口推計には国勢調査の人口と婦人子ども比を使用。家族類型を分類し、潜在的家庭類型も考慮して、見込み量を算出。

—資料2-2「必要見込み量について」説明—

- ・必要見込み量は1号・2号は充足しており、3号は不足。
- ・ただし、国のワークシートへの当てはめなので地域特性等を考慮していないことに注意。

—資料2-1「教育・保育提供区域の設定について」説明—

- ・提供区域設定についての事務局案は、利用実績把握は中学校区、整備はリージョンを単位として行うというもの。

●関川会長

ありがとうございます。国のワークシートに基づき初めてニーズ量が算出されました。また圏域の設定についても事務局より提示されましたが、いかがでしょうか。

今の説明だけでは分かりにくい部分もあるかと思います。基本的なことから質問してもらって、基本的な理解を皆さんと共有したいと思います。できれば市民の方や、子育て中の方、ボランティア活動に関わっている方から、数値の見方などについての意見・質問をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

もし質問がなければ、保育所・幼稚園・認可外施設等の事業者の方からの意見・質問をいただきたいと思います。

●竹村委員

教育・保育提供区域の設定について質問します。私立幼稚園には他市からも多くの子どもたちが通っています。また、中学校区やリージョンなどの区域でみても、区域外の子どもが多く通っています。この教育・保育提供区域の設定によって、そういう区域外からの利用については、今後どのような考え方になるのでしょうか。

●関川会長

従来から広域での利用があるということを踏まえて、提供区域の設定をどのように考えればよいのかというご質問です。事務局より説明をお願いします。

●事務局・川西

市の範囲を超えるものについては、市単位ではなく、大阪府が広域調整をすることになります。東大阪市の場合には、同じ中河内圏域にあたる八尾市や柏原市と広域調整することになります。ただし、実際問題として、八尾市・柏原市だけではなく、大阪市なども含めたものになると考え

ています。

●関川会長

東大阪市内でのリージョンを越えた利用はどうですか。今回、需要と供給のすり合わせをするうえで、どのように考えていけばよいのでしょうか。

●事務局・川西

東大阪市内については、7リージョンごとの集計・分析作業の結果をみれば、各地域の特色などが出てくるのではないかと考えています。それを含めて、市内での広域調整ということも考えています。

●関川会長

とりあえずは需要と供給のすり合わせなので、圏域を越えた利用を認めないというわけではないのですね。実際に圏域を越えた利用があった場合、最終的にどのように修正していくか、ということは、まずは圏域ごとの推定を出して、実態とすり合わせ、意見を頂戴して、どのような供給をするかを考えていきたいとします。今後、具体的な数値が出てきたときに、またご意見をうかがいたいと思います。

●高山委員

今の話に関連して気をつけていただきたいことがあります。たとえば、卒園数20名程度の小規模な私立保育園であっても、卒園すると6～7つの小学校に分かれて進学します。以前は、小学校の入学式などにはいつも、広い地域にある20前後の幼稚園・保育所から祝電が来ていました。だから、地域割りをすることにあまり大きな意味を持たないケースがあるということも念頭に置いておいたほうがよいと思います。

また、資料2-2のニーズ量について、違和感のある委員もおられるのではないのでしょうか。現実には1号・2号認定の必要見込み量はこのような少ない数字ではないと感じます。現在の入所児童数は既にこの数値を上回っています。逆に、3号認定については、0～2歳のほとんどは保育所申請だと思いますが、たとえば0歳が811人とありますが、そのような数の待機児童はこれまでにないことがありません。だから、この数字だけを根拠に計画を進めていくとすると、おそらく現実と乖離して、良くない結果が出るように思います。ニーズ量については、もっと東大阪市の色々な面から精査して、このニーズ量だけに振り回されないようにしていただきたいと思っています。

●関川会長

この資料の数字は、国のワークシートに単純にデータを入れるとこうなった、ということです。当然、推計児童数と、東大阪市が把握している児童数とは異なりますし、また、事務局でも、実態と少し違うなという印象を持っています。だからデータとして使える使えないという結論を事務局が出すのではなく、この結果を見てどのようにお考えになるのかというご意見をいただきたいと思っています。実態とかなり乖離しているのではないかと高山委員のご指摘でしたが、事務局ではどのように考えていますか。

●事務局・川西

高山委員のご指摘どおり、この数字をそのまま鵜呑みにするわけにはいかないと思っています。全国一律のワークシートの集計値なので、地域特性等が反映された数値ではありません。これはあくまでも東大阪市の傾向のひとつを現しているだけで、需要量の実態についてはもっと精査していく必要があると考えています。

●関川会長

事業計画に最終的に盛り込む数値は、この数値ではありません。今後の何度かの審議のなかで、事業計画の中で示す必要量や、現在の供給量として確保しなければならないニーズ量などが、事務局から根拠を示して提案されることになると思います。

●古川委員

提供区域について述べます。資料2-1の2ページにも、小さい子どもが居宅より用意に移動

することが可能な区域を定める必要がある、とあります。リージョンごとの7地域を提供区域に設定すると、東大阪市では問題となるように思います。小さい子どもが幼稚園まで歩いて行けるという意味では、中学校区を提供区域に設定するのがよいのではないかと思います。

●関川会長

事業の内容にも関わってくる問題ですね。リージョンごとに少し大きくとらえたうえで、丁寧にみていかねばならない事業については、中学校区の26地域で考えていく、ということになるかと思えます。

●佐藤委員

資料2-4のワークシートの集計結果について質問します。0歳家庭および1・2歳家庭の推計児童数とニーズ量について、基本的に共働き家庭でのニーズ量になっていますが、おそらく、現在就労しているということが国の保育の必要条件であることに基づいているのだと思います。しかし、潜在的ニーズ量の説明にあったような、現在は就労していないがこれから就労活動をして働いていきたいという人のニーズというのは、この推計結果に出ているのか、あるいはこれから加えていくのかという質問です。

●関川会長

現在未就労だが、今後就労されていく方々が、フルタイム・パートタイム就労に替わっていく段階で、ニーズ量推計をどうみていくのかという問題ですね。事務局はいかがですか。

●事務局・川西

この推計結果については、潜在的なものを含んで出している数字となっています。

●関川会長

国の考え方からすると、これまで待機児童として扱われてこなかった部分も含めて、これから働こうという人にも確実に教育・保育の機会を提供できるような体制整備をすることになるので、最も大きくみるとこの数値になる、ということですね。

●八木委員

私は「中」で認可外保育施設を運営しています。東大阪市では、昔でいえば3区域ということで、「中」「東」「西」というかたちでも地域を分けていると思います。たとえば、「東」に住んでいるが、仕事場に近いかという理由で、「中」の保育施設に子どもを預けて利用する人もあるのではないかと思います。「東」でも家のそばに保育施設があればよいのですが、地域の人口によって違ってくると思うのです。それを踏まえると、そのまま区域設定してもよいのだろうかと感じます。たとえば、認可申し込みが終わると、東大阪市から我々の保育施設に財源確認というかたちで利用者についての問い合わせがありますが、もちろん「中」からも来ますし、「東」からも「西」からも、東大阪市外から来ている子どももいます。「東・中・西」の広い範囲からでも子どもを預かっているという現状を考えると、区域設定を細かくするのもよいかもしれませんが、広い範囲での利用という考え方も取り入れておかなければならないと思います。

●関川会長

それについて、事務局から答えていただけますか。

●事務局・川西

現在それぞれのリージョンごと、中学校区ごとの分析を進めていますが、併せて市域全体での分析も進めていきますので、最終的には全体的な補正も含めて考えていきたいと考えています。

●竹村委員

提供区域の設定については、基本的には、アンケート調査でも保護者の住んでいる地域を想定しているようですが、保護者が仕事に行って子どもを預ける場合には、家に近いところがよいのか、職場に近いところにあるほうがよいのか、どちらがよいのでしょうか。それによってニーズが変わってくると思うのですが、そういったことは意識調査結果に出てきているのでしょうか。

●事務局・川西

今回実施したアンケート調査では、自宅の近くに預けたいのか、職場の近くに預けたいのか、

という質問項目を設定していません。そのような意向についても、今後、検討していきたいと考えています。

●関川会長

子育て中の委員の方から、この件についてのご意見をうかがえますか。

●小田委員

私は地域での子育て支援をしています。小学校に入ることを考えると自分の生まれ育った近くの保育所に預けたい、という母親がおられました。小学校入学後のことを考えて子どもに近所の友達を作ってあげたい、という母親もおられました。反面、自宅の近くの施設に入れなかったら、働かないといけないので、職場の近くなど、他の地域にある施設に入らざるを得ないということもあるようです。

●関川会長

仮に、リージョン等のエリアごとに完全に供給量を確保できたとすると、近くに預けたいのに入れないから別の地域に行く、という人はなくなるはずではありますね。

●榎田委員

私の職場でも、きょうだいが2、3人いると、きょうだいで別々の保育所に行かなければならない、という現状を聞いたことがあります。待機児童が優先的に保育所に入所できる体制を考えていくのはわかりますが、母親がきょうだいを別々の保育所に送って行かなければならないといった時間的なコストを考えると、きょうだいは同じ保育所に行くということを優先的に考えてもらえるような配慮をしていただきたいと思います。

●千谷委員

私は保育所の現場で働いています。子育て中には保育所に預けていましたが、やはり、バスや電車に乗ったり、自転車を長時間漕いだりして子どもを連れて行くのはとても大変なので、子どもを連れて行くなら近いところのほうがよいです。子育て支援を考えていくうえでは中学校区を基準にするとの説明がありましたが、保育所に預けるためにも近いほうがよいですし、せっかく中学校区でのニーズ調査もしたので、中学校区での整備を考えてほしいと思います。

●阿部委員

保護者が保育所に申請書類を書かれるのをみると、やはり近くにある保育所から順に第一希望として書いておられるようです。

●関川会長

幼稚園についてはどうですか。あえて近くにある幼稚園ではなくて、バスなどで利用可能であれば、少し広い範囲でも別のところに預けたいと考える人はおられますか。

●阿部委員

幼稚園についても色々な特性があり、入園を考えて見学には行くのですが、最終的には何かあったときに迎えに行かなければいけないので、なかには車を運転されるお母さん方もおられますが、近くの幼稚園を考えられる方が多いように聞いています。

●関川会長

ありがとうございます。

●井上委員

各委員のご意見をうかがって思ったのですが、「利用実績把握等については中学校区とし、整備にあたってはリージョンを基準とする」という事務局からの提案についての説明がなかったので、皆さんから色々なご意見が出ているように思います。東大阪市としてこのように考えるという見解はどのような根拠に基づいてのことなのかを説明していただくと、より議論が進むように思います。

●関川会長

それについては、事務局はいかがでしょうか。

●事務局・川西

区域の設定をするにあたっては、小さなお子さんを連れてお母さん方が自転車で行動できる範囲が妥当ではないかということで、中学校区単位で利用実績把握等を進めていきたいと考えています。ただし、施設整備を考えるうえでは、中学校区単位にするとあまりにも数字が小さくなりすぎて逆にやりづらくなるのではないかということで、施設の整備に関しては、少し大きなエリアであるリージョン単位で考えています。

●千谷委員

利用実績と、施設の整備の違いがよくわからないのですが、どういう意味でしょうか。

●事務局・川西

利用実績とは、中学校区別で把握します。教育・保育でも、地域子育て支援事業でも、その中学校区ではどのようなサービスが利用されているのかといった実際の利用数や利用率、利用傾向を、つかんでいきたいと考えています。

施設整備とは、少し広いエリアでみます。このエリアには保育所のニーズが多いのではないかと、幼稚園のニーズが多いのではないかと、といったことを、少し退いた視点でみることによって、効果的な施設整備を進めていきたいと考えています。

●関川会長

利用実績を各中学校区で把握しているので、可能であれば中学校区での施設整備もあり得るけれども、最終的な需要と供給のマッチングはリージョンでやるという考え方だと思います。

あくまでも区域設定についての考え方であって、区域を越えて施設あるいは幼稚園・保育所が使えないというわけではないですね。

●事務局・川西

関川会長のご意見のとおりです。中学校区単位で実績等をつかみ、それを積み上げてリージョンごとの施設整備に結びつけていきたいと考えています。

●関川会長

圏域についてのご意見をいただきましたが、ニーズ量についてのご意見はいかがでしょうか。

●井上委員

今の関川会長の話で、皆さんもよく理解されたかと思います。それでも、リージョンを基準とした場合に、自転車で行動できる範囲で利用できる場所がなくなってしまうのではないかと、という不安があります。そういった不安については、事務局はどのように考えているのでしょうか。

●事務局・田村

基本は、中学校区というレベルになります。今後の色々な事業計画には多種多様なものがあります。おそらく皆さんが最も想定されているのは、幼稚園・保育所・認定こども園といった施設でしょうし、他にも、子育て支援センターや、つどいの広場なども含まれます。それぞれの施設でのサービスも、一時預かりや、延長保育など色々あります。そういったすべてのパッケージを中学校区でみていくのかという考え方です。たとえば10のパッケージがあるとしたら、1つの中学校区に5は絶対に必要だが、残りはそのサービスのニーズ量からすると別に2、3の中学校区で一緒でもいいのではないかと、といったことがあると思います。

たとえば、まだ整備できていませんが、病児・病後児の保育施設などについて、すべてが近くにあったほうがよいのか、もう少し広い圏域のほうがよいのではないかと、といった今後の議論をお願いしたいと考えています。そういった全体をみるとしたら、リージョンという単位でみてはどうかということです。しかし、日常に利用する施設などについてのニーズは、中学校区というレベルでどのように整備していけばよいのかということのみをみると、みえてこないのではないかと、思っています。どうしても、中学校区でみてリージョンで整備するとなると、これだけのニーズがあるのに別の中学校区で達成するのか、というように捉えられがちかもしれませんが、そうではありません。それぞれの中学校区のいわゆる自転車でいける範囲で整備をしていながら、しかし、中学校区をまたがっても使えるサービスがあるのならもう少し広い圏域でみてはどうか、という整備をリージョンでみたいと考えています。

●関川会長

今の説明でご理解いただけたかと思います。とりあえず、ニーズ量については、ワークシートに基づくところのような数字が出たということであって、この数字だけで計画を作ろうというわけではないということです。今後あらためて、事務局より東大阪市の実情に合ったニーズが示されることになると思います。

(3) 子ども・子育て支援事業計画のたたき台（案）について

●関川会長

続きまして、これまでご議論いただいております子ども・子育て支援事業計画の一部について、文章案が作成されたようですので、そちらを「(3) 子ども・子育て支援事業計画のたたき台（案）について」としてご説明いただきます。

事務局・関谷

—資料3「子ども・子育て支援事業計画骨子案（抜粋）」説明—

- ・ p. 24～ 「第3章施策展開に向けて」には委員の意見等を反映して方向性を検討。
- ・ p. 4 目次の第3章第2節以降が、事務局の考える東大阪市の課題。

●関川会長

ありがとうございます。もちろん今後も皆さんのご意見をいただき、理念の修正などのご意見をたまわりながら、審議をして、加筆修正していくことは可能です。後ほど資料の内容を確認されてから、ご意見を頂戴したいと思います。現時点で、ここだけは言っておきたいというご意見がありましたらうけたまわります。

●松葉委員

幼稚園の子どもはどうなるのかということについてです。資料3の第3章に公立の役割ということがありますが、幼稚園には特に公私の違いがあるように思います。保育所の場合には、申し込みの際に、市のほうで公私のどちらに行くのかを振り分けて、ここへ行ってはどうかというような斡旋をしてくれるのを経験したことがあります。幼稚園の場合には少し違うように思います。幼稚園のニーズ調査がありますが、幼稚園児を1号認定としてざっくり考えるのではなく、公立の幼稚園を希望する人にはどのくらいのニーズがあり、どのような家庭環境におられるのか、あるいは、私立の幼稚園を希望する人はどのような広域からニーズがあるのか、といった把握をできればよいと思います。私立幼稚園ではバスを出しているところもあるので、保護者の負担がそれほど大きくありません。東大阪市の公立幼稚園はA・B・Cの地域で、旧の「中・西・東」に対応する3園区に分かれています。実際には、小学校区・中学校区の地元で来られる保護者が多いようです。

もうひとつは、保育料の見直しという考え方も出てきた場合に、公立幼稚園を低価格の保育料ゆえに希望している人がどのように変化しているのか、といったニーズについては、東大阪市ではどのように把握しているのでしょうか。そういった分かりにくい数字もしっかり把握してもらいながら、需要と供給といったことを検討していきたいと思います。

●関川会長

今のご意見について事務局ではいかがでしょうか。同じ1号認定であっても、公立幼稚園のニーズと、私立幼稚園のニーズは違うのではないか、というご指摘がありました。公立と私立を分けてニーズを把握して、エリアごとにニーズに対応する整備を考えるということはできるのでしょうか。

●事務局・関谷

ニーズ調査の項目には公立と私立という枠がないので、公立と私立とを分けた分析は難しいということがあります。今後の区域・圏域を設定していくにあたっては、ご意見を踏まえて、今回の調査結果を精査しながら、計画に反映させていきたいと考えています。

●関川会長

基本的には、東大阪市全体でみると、3～5歳の需要については、現在の幼稚園の定員で供給量が足りている状況です。そのなかで公立幼稚園をなお残し続ける意義とは、あるいは認定こども園として残し続ける意味とは何かを、利用料が安いので低所得であっても利用できるという意義の他にも、皆さんでご検討いただきたいと思います。

●松葉委員

公立幼稚園は利用料が安いただけと誤解されたのならば、補足いたします。たとえば、地域の子育て支援では、在宅で子育てする人たちのアンテナの役目になれるというのが、公の役割ではないかと思います。従来からそういったことを十分に検討していますので、対応できる幅は広いです。ニーズ調査結果でも、本市にどれだけの子育て支援の仕組みがあるかということが市民になかなか浸透していないように思います。そういったことを伝えるのが公の役割ではないかと思います。

●関川会長

民間の良さもあれば、公立という行政がやるべき良さもあるということですね。

●松葉委員

民間も含めたうえで、役割分担してやっていけるのが公の役割だと思います。

●阿部委員

今のお話と関連して、ニーズの調査をするときには、公立幼稚園と私立幼稚園という項目については、十分に注意していただきたいと思います。なぜなら、東大阪市では、公立幼稚園はいわゆる年中からの2年保育しかしていないので、これが3年保育であった場合には母親のニーズ調査結果は変わるのではないかと思うことがあります。そういった声が、つどいの広場に数多く寄せられています。子どもを公立の幼稚園に入れたいけれども、3歳からあと1年がんばって育てるのがしんどいので、3歳になったらすぐに私立の幼稚園に預けたいという母親や、もう1年待った場合にはどうなるのかということ悩んでいる母親もいます。そのような保育期間の違いといった項目も含めて調査していただきたいと思います。

●関川会長

松葉委員が言われたように、社会資源としての幼稚園のハードとソフトは、もっと広い範囲で活用できる余地があるのではないかとのご指摘だと思います。

●藤井教之委員

今、幼稚園は公立か私立かという話が出ましたが、私の住むリージョンには公立の幼稚園がないように思います。だから、自転車で行ける距離とか中学校区をまたぐどころではなく、公立を選べないという感じです。資料には公立保育園の保育料が6,500円とありますが、私立幼稚園に数人の子どもを通わせるのは負担になります。近所では、公立幼稚園がないから私立幼稚園に行かせなければいけないという不満を聞きます。資料1の25ページには、潜在的利用者がいることも踏まえて考えなければならないとあり、なかなか難しいとは思いますが、潜在的ニーズを調べていただきたいをお願いします。

●藤井教一委員

幼稚園教育の必要性について発言します。大阪の教育力をかさ上げしようということで、大阪府では、中学校区を基準にした地域が連携して子育てをしていこうという取り組みがあります。中学校区を単位にするということで、地域教育協議会を中心にした活動もあります。東大阪市の26中学校区のなかで、幼稚園の含まれている中学校区については、幼・小・中の11年間を見据えて、学力の向上の部分と、人権教育の推進の部分で、大いに連携しながらやっています。ともに子どものことを考えようという点で、協力態勢をとりながらやっていこうということです。そこには、公立幼稚園の良さを残していこうという視点もあるのではないかと思います。できれば、同じ中学校区にある私立の幼稚園等とも提携しながら進めていければよいと考えています。

●小田委員

公立幼稚園の保育料を引き上げるという話を聞いたときには驚きました。いわゆる3年保育ということは私立の幼稚園に行くこととなりますが、やはり私立幼稚園は保育料が高いから、公立にしたというお母さんもおられます。公立の良さとは、地域の幼稚園を卒園してから、地域の小学校に行くことの連携があり、小学校に入学してからも、同じクラスに同じ公立幼稚園出身の子どもが大勢いると、親も子も同じようなメンバーを知っているという安心もあります。公立にはそういった良さもあるので、なくしてほしくないと思います。公立幼稚園の保育料を上げると、結局、私立に行かせる保護者が増えると思います。公立と私立の違いとは、保育料もあるが、地域で子どもを育てたいということもあると思います。なぜ3年保育に行かせるお母さんが多いかというと、2年保育にして幼稚園の抽選で落ちることを考えたら、3年保育で最初から私立に入れるほうが安心ということもあります。公立幼稚園が3年保育になれば、もっと地域の人がどんどん公立幼稚園に行くのではないかと思います。なぜ公立は2年保育なのかということも思います。

●関川会長

今は事業計画の話ですが、その中に公私の役割という項目が入っているので、そこに皆さんの議論が集中しています。それも踏まえて、公私の役割については部会で検討してまとめていただいたうえで、また後日あらためて、皆さんの考え方や課題などの議論をしていただきたいと思います。

(4) 各種設置基準案について

●関川会長

それでは次に前回の会議で議論を進めていただきました各基準について、事務局より対応方針案が加えられた内容を、「(4) 各種設置基準案について」として事務局よりご説明いただきます。

●事務局・奥野

—資料4-1「幼保連携型認定こども園の設置基準について」説明—

- ・p.2 東大阪市の定める基準は、国の基準と同じか、より厳しいものとする方針。
- ・p.11 事の外部搬入については、既存施設からの移行を推進するため、例外規定を設けてはどうかという事務局案。

—資料4-2「地域型保育事業について」説明—

- ・p.15 質の担保のために、研修・指導監査等で対応するという事務局案。
- ・p.18以降 現段階では国でも検討中の事項なので、今後、個別に検討していく予定。

●関川会長

ありがとうございます。資料4-1の11ページに特にご議論頂きたい2つの論点がありますが、これについてご意見をいただきたいと思います。

●竹村委員

1号認定の子どもへの食事の提供に一定基準が必要ではないかという論点についてです。基本的に2号認定の子どもは公定価格の中に給食費も含まれているという前提だと思います。1号認定の子どもの場合には、公定価格の中に給食費が含まれていなければ、実費をいただくこととなります。実費とすると、給食ではなくお弁当という選択肢も出てくると思います。同じ教室で昼食に色々なパターンが出てくることに対する、教育的な配慮が必要ではないかという問題だと思います。できれば1号認定が給食なら2号認定も給食というように同じ昼食にするのがよいとは思いますが、費用の面と関わってくると思います。

食事の外部搬入を実施するかという論点についてです。現行の私立幼稚園は全部給食ではありません。給食については外部搬入が主で、自園調理をしている私立幼稚園はほとんどありません。数百人の子どもたちに自園調理で対応するのは難しい状況です。私立幼稚園から認定こども園に移行する場合に、自園調理を要件にすると、ハードルが高いと思います。保護者が就労していて

幼稚園教育を受けたいという子どもにも来てもらおうと思うと、最初は外部搬入を認めるというかたちで進めてもらいたいと思います。

●関川会長

1号認定の子どもへの食事の提供は園の判断となるが一定基準が必要ではないかということについては、今ご指摘いただいた状況を想定すると、具体的にどのような基準になるのかということによって、課題が変わってくることになると思います。

外部搬入については、事務局から、例外規定を設けてはどうかという対応方針案をまとめてもらっています。これも、どうかたちの例外規定になるのかということによって、議論の方向が決まってくると思います。

次回の会議で、東大阪市の考えている基準や規定の方向を示すことができればよいと思います。委員の皆さんから、このような考え方を基準や規定に取り入れてほしいというようなご意見がありましたら、どうぞお願いします。

●高山委員

給食の外部搬入に関してです。私立保育園では自園調理を行っています。0-157などの事件もあつたので、教育・保育施設での調理への監視は厳しくなっており、かなり徹底した細かい衛生管理を求められています。外部搬入にも同等の管理体制は要求されるということをお前提で考えていただきたいと思います。

●関川会長

その他はいかがでしょうか。事務局の提案では、幼保連携型認定こども園の設置基準については、前回の会議でいただいた意見を踏まえ、意見の出なかった事項については国の基準と同様に設定するということですが、それでよろしいでしょうか。今後、具体的な基準が出たときにも、また委員の皆さんからご意見をいただき、修正が可能であれば修正するということにしたいと思います。

それでは地域型保育事業についてです。前回の会議でもご意見を頂いています。仮の数値が出た現行のニーズ量をどう埋めていくのかという課題に対して、その対策のひとつが地域型保育ということになります。ただし、量の確保はよいが、質の確保はどうするのかという議論が前回までに出ています。

資料には、事務局が議論を受けて対応方針案をまとめてくれています。保育従事者の資格をどのように考えるかということについては、年1回の研修を市の責任で行う、指導監査を行い、結果を公表するなどの案があります。保育士資格は必要なのか、資格を持たない人が入ってくるかたちはどうかといったことについてのご意見をうかがいたいと思います。

●藤井教之委員

事務局にうかがいますが、市の行う指導監査とは、どのような対応になるのでしょうか。向いていない人をクビにするといったようなことまでできるのでしょうか。答えられる範囲で結構です。

●事務局・奥野

不適格だから解雇するなどといった対応は難しいと思います。改善指導・改善命令などのかたちで対応していきたいと考えています。

●竹村委員

ニーズがどのくらいあるのかということが重要だと思います。ニーズがあるなかで、厳しい運用の基準を作ってしまうと、結局は行政の目の届かないところで事業が行われてしまうのではないかと不安があります。実際には、大きな施設では対応できないような様々なニーズがあると思います。行政の目が届かないところで隠れてやってしまうようなことになるよりは、地域型保育事業として認めて、行政として把握できるほうがよいと思います。保育士資格要件などを厳しくすると、待機児童対策として平成27年4月から実施することになっているのに、保育士さんが集まらなかったらどうするのか、といったことを心配しています。

●関川会長

ありがとうございます。資料4-2の5ページには、保育従事者の資格についての国の従うべき基準をまとめています。こうした国基準を前提として、研修を市の責任でやり、監査も行うこととなります。保育士をもっと増やすとか、家庭的保育者に資格を要件とするといったことも、上積み基準だからできないことはありませんが、竹村委員のご指摘のように、現実の必要性に対応できないのではないかと考えられます。

●千谷委員

家庭的保育や事業所内保育であっても、おそらく、平日の昼間だけでなく24時間預かる場所も出てくることになると思います。保育の時間が長く、食事や遊びなど様々な局面で子どもに接することになる場合には、保育士の資格が必要になるのではないのでしょうか。保育士の資格を取るためには、児童心理など多様なことを学びます。子どもをただ見ているというだけではないと思います。

●関川会長

その他のご意見はございますか。

●古川委員

同じ意見です。小さな子どもを小さな施設で全部みなければならないからこそ、保育士の資格を持った人に対応してほしいと思います。研修で対応するとはいいますが、必要とされる知識は日々変わっています。資格があっても研修が必要と思っています。

●関川会長

ありがとうございます。その他はいかがでしょう

●寺田委員

私は障害のある子どもの預かりに関わっています。保護者から、認定こども園、地域型保育など、新しい事業に不安を感じているという色々な意見を聞いています。基準を緩めることに反対する署名を集めている保護者もおられるようです。子どもをただ預けるだけではなく、子どもが育っていくのが見えるということが、保護者の安心につながるのだと思います。それを研修で担保できるのかという疑問があるように感じます。研修の内容を吟味してほしいと思います。保育の技術だけでなく、人権・教育などを含めた研修が、基礎研修の時間で足りるのでしょうか。ただ待機児童を減らすということで終わらせてほしくないと考えます。

●関川会長

ありがとうございます。本市の基本的な方針としては、施設の協力を得られるのならば、従来の分園型であるA型を推進し、保育士資格を前提とする施設だけで必要量を確保できるのであれば、それにこしたことはないというものです。確保が難しい場合に、B・C型を認めるのかということについての議論が必要になってくるのかもしれないと思います。ただし、今回の議論では、保育士の資格を強く要求する意見があったということには留意いたします。

保育従事者以外の論点である、配置基準、面積基準、給食、認可などについてはいかがでしょうか。配置基準については本市の保育所基準で対応したいということですね。面積基準については、既存施設からの移行を考えると、国基準に設定し、5年後にあらためて上限の見直しなどを行うということですね。給食に関しては自園調理でお願いしたいということです。認可については保育従事者と同じく監査などで対応するという事です。何かご意見はあるでしょうか。

●中泉委員

市の監査についてです。研修のところで、市の責任ということがあるので、非常に前向きに検討していただいたようでありがたく思います。できれば、任意ではなく義務付けてほしいと思います。また、公表についてです。市として一定の基準を定めただうえで、事業を選択するのは保護者の責任だと思えます。ただし、保護者にわかるような情報の公表をお願いします。たとえば自園調理や卒業後の進路など、親が施設を選択するのに必要な情報を、市が公表してほしいと思います。

●関川会長

指導監査があったということだけでなく、利用者の選択に必要な情報も合わせて公表してほしいというご意見ですね。

他にありますか。それでは、この考え方でとりあえず原案を作り、そのうえで修正していきたいと思います。

(5) 保育の必要性について

●関川会長

それでは最後になりましたが、「(5) 保育の必要性について」を事務局よりご説明いただきます。

●事務局・関谷

—資料5「保育の必要性について」説明—

- ・p.4。新制度では「保育の必要性」の事由に新たな事項を追加。
- ・p.9。保育士不足に対応するため、保育士の優先利用等を行うという事務局案。

—資料5「現状の入所（園）スケジュール（案）」説明—

- ・公立幼稚園、私立幼稚園、公・民の保育所、それぞれの入所（園）スケジュールを確認。

●関川会長

ありがとうございます。就労の下限時間については、保育短時間の就労の下限時間は48時間という提案なので、1週に12時間、つまり、週に3日、4時間のパート・アルバイトをしている人に保育所の利用権限があるということになります。国基準でいちばん緩くするということですね。その他、保育の必要性の優先利用について、保育士の優先利用を認めてはどうかという論点が挙げられています。この2点についてご意見がありましたらいかがでしょうか。

●高山委員

保育士の優先利用については、ぜひとも検討してほしいと思います。保育士の数が足りないの、保育士の確保ができないから0～1歳の保育を減らしたり、障害児保育をしたいのに保育士を減らしているの、というのが現場の状況です。保育士の資格の有無に関わらず仕事を進めていきますが、保育士不足はあと数年間は続く状況と考えて対応していかなければならないので、きれいごとではすまないと思います。その影響を受けるのは、肝心の0～2歳の子どもや障害児なのです。保育士の優先利用ということをよろしくお願ひしたいと思います。

●関川会長

東大阪市の保育所で働く保育士だけに優先利用を認めるのか、大阪府下の保育所も含めるのかといった問題については、どのように考えますか。

●高山委員

わがままを言えば、東大阪市の保育所を優先させてほしいと思います。

●関川会長

保育士の優先利用を認めるとすると、東大阪市内で働く保護者も影響を受けることになります。たとえば、他の市町村で働く保育士さんが優先されると、48時間を超えて働きたい人の働く機会が奪われてしまうかもしれません。全体的には、保育士が不足しているので、優先的に利用させてあげたいということはあると思いますが、他の市町村を含めると問題があるかもしれないと思います。

●高山委員

個人的には、東大阪市内を中心に考えたいです。

●関川会長

本市を中心に考えるというご意見ですね。他にありますか。

●竹村委員

東大阪市の幼稚園・保育所に勤めている、他市に居住している人も結構います。本市に住んで

いる保育士さんに限定して考えたいと思いますが、想定しているのは0～2歳の子どもの保育だけなのでしょうか。

●関川会長

他市まで含めると、他市でも東大阪市の保育所に勤めておりその市に住んでいる保育士さんを優先的に扱ってもらえるように、協定などを結ぶことができれば、市民の方にも納得してもらえるかもしれませんね。

下限時間については、もっと厳しくするべきなどの意見はありませんか。

●千谷委員

保育士不足については、仕事がしんどいことや、命をあずかるので責任が重いということもあるでしょうが、お給料の問題もあると思います。新制度の事業では、数年だけ働くのならともかく、働き続けようと思うと、男性保育士も増えているのに、家庭を持つのは大変で、なかなか給料も上がらないのではないかと思います。労働者として働きがいのある収入という面から、東大阪市でも考えてほしいと思います。

●関川会長

必要性の認定についてのご意見は、とりあえず48時間という下限でよろしいでしょうか。週3回のパート・アルバイトをしている人も保育所を利用するという前提で、施設整備を進めていくことになります。

●高山委員

先ほどのニーズ調査の数字が正確であればできる、ということが前提になると思います。48時間まで含めた結果、利用者があふれるようであれば、検討しなおさないといけないのではないのでしょうか。

●関川会長

とりあえず48時間として計算すると、先ほどのニーズ量の数字になるので、それをベースに精査していくということになりますが、よろしいでしょうか。

●八木委員

ひと言だけ申し上げます。認定の際に、市町村が認可外保育を勧めるという話を聞いたことがあります。週に3日の利用でも認定して認可外保育を勧めておけ、という指導があるのではないかと聞きました。我々の認可外保育施設にも10月以前から申し込みがあり、とまどっています。週3回しか来てくれなくても、1人は1人なのです。働きたいのか、とりあえず保育所に入れたいための方便なのかが定かでないと思います。市がそのように指導している例もあると聞きましたので、申し上げました。

●関川会長

生活保護受給世帯の就労事実を推進するために、ケースによっては、そういうかたちの就労を勧めるということもあるのかもしれません。

他にはよろしいでしょうか。

3. 閉会

●関川会長

ありがとうございました。本日は時間の都合でご意見を頂戴できなかった方につきましては、後日事務局まで文書にてご意見をいただくようお願い致します。これで本日の議事は全て終了となりますので、事務局にお返しいたします。

●事務局・寺岡

ありがとうございました。

それでは、本日は長時間のご審議ありがとうございました。次回は3月10日の開催を予定しております。

—閉会—